

成田市入札等監視委員会議事概要（令和6年度第1回定例会議）

【日 時】 令和6年7月5日（金） 午後2時～4時

【場 所】 成田市役所議会棟3階 第三委員会室

【出席委員】 枝広委員長、大越委員、横山委員

1. 開 会

2. 議 事

(1) 入札及び契約手続の運用状況等について

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの入札及び契約手続の運用状況等について、事務局から報告を行った。

大越委員

指名停止のことで基準をお伺いしたいです。代表者の変更という手続き上の理由で指名停止2か月、一方で詐欺による逮捕が1か月となっていますが、指名停止の基準はどのようになっていますか。

事務局

今回の指名停止につきましては本市独自で行ったものはございません。すべての案件が千葉県との指名停止に合わせており、期間も千葉県と同じ期間で指名停止をしています。

枝広委員長

不調になった案件の中に落札して大変大きな金額が変更になったものがあります。工事変更等、何か大幅な変更がこの案件にはあったということよろしいでしょうか。

事務局

平成児童ホーム増築・改修工事（機械設備工事）でございますが、2回目の入札から落札がありました3回目の入札で大きく金額が変更になっております。2回目までは雨水配管の外構工事が含まれた形で機械設備工事として発注しておりましたが、外構工事を入れた形で不調となっていたことから、その部分を土木一式工事として別の工事として分けて発注をいたしましたので、金額としては大きく下がっています。江川幹線

6号マンホールポンプ他移設工事につきましては、当初は管路自体を移設する予定でしたが不調となりましたことから、管路の移設ではなく、その中の制御盤のみを移設する形に内容変更しましたので、大きく金額が変わりました。また、土木一式工事の発注から電気設備工事の発注に変更しております。

枝広委員長

江川幹線6号マンホールポンプ他移設工事の方なのですが、制御盤移設ということで電気工事のみ行ったと解釈したのですが、そうすると、ポンプ他移設工事については、これは別発注なのですかそれともこれはやる必要はないということになっているのでしょうか。

事務局

この工事自体を簡単に説明させていただきますと、並木町配水場という水道設備の中に、この下水道のマンホールポンプの施設が少し入り込んでしまっていることから、当初はそれを移設して、配水場の敷地よりも外に出そうというかたちで動いていたのですが落札にいたりませんでしたので、管路自体はそのまま残して、制御盤のみを動かしました。

枝広委員長

土木工事については既に行ったのですか。それともこれから行う予定なのですか。

事務局

土木工事については行う予定はございません。

枝広委員長

やる必要はないという解釈ですか。

事務局

こちらの案件は、元々下水道課と水道部の話し合いの中で動き始めたのですが、不調になって、再度発注内容について考えたときに、制御盤だけは移すことになったと聞いています。

枝広委員長

当初はこの移設を土木一式工事としてやらなければならないという判断をされたにもかかわらず、制御盤のみの移設で支障はないのですか。

事務局

担当課から聞いた話では、水道施設の改修工事に併せて移設を行おうという話になり、最終的に移設に当たって、かなり支障となる部分が多いということが、発注した後に取り等でわかったため、そこまではせずに、最低限のところだけ移したと聞いております。

(2) 選定事例の審議について

令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間に締結した契約の中から、3名の委員が事前に抽出した10件の選定事例について、次の通り審議を行った。

事例1 水道事業量水器購入（口径20mm）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

口径ごとに分離発注されていますが、なぜ口径別にしないでいいのかということに疑問に思いました。これは既製品なのか、オーダーメイドなのか、その辺も含めて、分割発注する理由をご説明ください。

担当課

分割発注する理由といたしましては、各業者にたくさん入っていただきたいというところを考えております。量水器は仕様書に記載のあるとおりのものであり、既製品となります。

枝広委員長

業者に数多く入札してほしいということですが、効率的な面で見ると手間がかかるということにもなります。多くの企業に入札に参加していただきたいというのが優先したということによろしいですか。

担当課

はいその通りです。

枝広委員長

数量が少ない中で、径別に毎回入札するのは、効率性から考えてはいかがお考えでしょうか。

担当課

各メーカーによって、口径ごとに単価が違うところがありますので、手間はかかりますが、一番安価なものが購入できたと考えてはおります。

枝広委員長

予定価格の決め方ですが、個数に単価金額を掛けた額でよろしいのですか。

担当課

今年度使用を予定している個数に、単価を掛けた金額で出しています。

枝広委員長

実績からみると、落札率が低いと思いますが、予定価格の設定については、どのようにお考えですか。

担当課

予定価格の計算は、4者から見積もりをとりまして、その最低価格のものに今年度の個数をかけて適切に計算しております。

枝広委員長

市役所そのものに納めるわけですし、検品もされているでしょうから不良品が納入されたり、ダンピングが行われたりすることはないとは思いますが、どうしても仕事を取りたくてアピールしたということであれば、他の業者にとっても、今後のためにもあまり良くないことから、確認させていただきました。

〔以上で事例1の審議を終了〕

事例2 学校給食センター分所ボイラーオイルポンプ交換修繕

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

今回の修繕によって、抜本的な改善が図られたのでしょうか。

担当課

今回修繕した箇所に関しては、部品交換を行いましたので、改善されたものと考えております。

横山委員

更新の計画はあるのですか。

担当課

大変老朽化しておりまして、施設を更新することは考えておりますが、大変金額も大きいものですし、給食を提供するために必要な施設であるため、工事する期間が給食は提供できなくなる恐れもありますので、そういったところも調整しながら、今検討している段階でございます。

横山委員

今後、修繕の計画はあるのでしょうか。

担当課

今後の修繕計画は、特にございません。

枝広委員長

実際の修繕は、いつからいつまで行ったか、説明していただけますか。

担当課

交換部品がなかなか納入されないということもございまして、実際に修繕をしたのは3月25日から28日までの期間です。

枝広委員長

ちょうど学校が休みの時期で、今回の場合は、給食の提供に対する支障はきたさなかったということですね。

担当課

はい、その通りでございます。

枝広委員長

定期的な修繕は、行っているのでしょうか。

担当課

ボイラーに関しましては、日々の点検と法令等で決まっている1ヶ月に1回の点検を、また、年に1回総合的な検査を行っています。

〔以上で事例2の審議を終了〕

事例3 成田浄化センター機器修繕

〔随意契約（特命随契）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

大越委員

平成31年から令和3年までは、見積もり合わせを行い契約していましたが、令和4年度から特命随契に変えられた理由というのは何ですか。

担当課

本施設の設備につきましてはメーカーの独自仕様となっており、他社による施工は困難ということが理由であります。令和3年度までは見積競争を実施しておりましたが、受注者以外は辞退している状況が続いておまして、令和4年度から特命随契に変更したものでございます。なお、契約金額について、変更前の見積競争と比較しましたところ、予定価格に対する落札率というのは同程度の額でした。

大越委員

契約金額について、基本的には受注者から言ってきた金額を、そのまま契約の金額にしているということでしょうか。

担当課

業者から参考見積書を取りまして、それに公共工事労務単価、公共工事経費率を採用して、予定価格というものを再度算定しております。

大越委員

参考見積書を取った相手というのは、受注者でしょうか。

担当課

はい。

大越委員

特命随契ということになると、完全に1者を相手にすることになると思うので、価格の透明性を担保するのが非常に大切になってきます。契約の相手方以外の第三者で参考になるようなものがあれば、よろしいのではないかというのを意見として申し上げます。

枝広委員長

予定価格は、今までの実績を踏まえて見積書をいただいて、それで算出したということではよろしいですか。

担当課

はい、その通りでございます。

枝広委員長

今後事務局にもお願いしたいのですが、こういうケースの場合、価格推移が適切かどうかの参考資料とするため、過去3年間分の費用等の資料を付けていただきたいです。それからもう1つ、来年10月に新施設がオープンということで、このオーバーホールの費用については、今年度で終了ですか。来年度もあるということですか。

担当課

今年度はあるのですが、来年度は予定しておりません。

枝広委員長

4月から9月までのメンテナンス、オーバーホールは、大丈夫なのですか。

担当課

今年度のうちに来年度の前半部分までを見越して修繕を行う予定でおりまして、来年度の9月までの現施設の稼働の間は臨時的な修繕費だけを想定しまして、通常のオーバーホール等は考えておりません。

枝広委員長

定期的なものは一応今回で終了して、臨時的に何か支障があったりすれば別だということですね。

〔以上で事例3の審議を終了〕

事例4 橋梁点検業務委託（新田橋他135橋）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

135橋の点検業務を4ヶ月半で集中して行う理由と、1者がこの期間で135橋の点検業務を行うことの妥当性についてお伺いいたします。

担当課

まずご指摘のあった期間設定の適正さに関しては、今回橋梁点検の対象となる橋は河川の上に架かっている橋が多く、渇水期、梅雨や台風の時期を避けて、比較的天候が安定している時期にまとめて点検に出しましょうということで検討しまして、橋梁点検をこれまでやってきた実績も考慮し、妥当な委託期間であろうということで発注させていただきました。まとめて135橋を1者に点検させることの妥当性に関しては分割発注ということも可能だったのですが、点検の信頼性や技術性を考えた結果、1者の目で全部見てもらうのがよかろうということとそれともう一つが、分割発注した場合に、確かに工期的には複数者入れればその分短く、点検も早く終わる可能性があるのですが、設計額の観点から見ますと、分割発注すると、諸経費率が上がるので、まとめて出した方が安上がりになることから、1者発注ということで発注させていただきました。

枝広委員長

全て最低制限価格で応札されていますので、分割発注しても点検費用としては、おそらく一緒になるのではないかと思います。これは議論の中心ではないので、意見として聞いていただければいいと思います。

広範囲にわたり、大量の橋を1者でやるというのは、発注する側としては、メリットがあるからいいのですが、いろんな視点でやってもらうということも必要なのではないかなというのが第1印象でした。

また、4ヶ月半という期間で、確かにやれないことはないと思います。簡易な検査です。目視し写真を撮り、打音でひび割れの程度とか感覚で深さを知り、それを報告書に上げればいい。しかし、本当に詳細な診断をプロの目としてやるとすれば、135橋もの数を1者が4ヶ月半で点検するというのは、常識的にはちょっと無理ではないかというのが直感でしたものですから、果たしてこれで良かったのかどうか。

結果的に令和6年3月29日までに終了しましたが、そのときに何か業者から話はありましたか。

担当課

報告書を受け取る際に、書類の検査等を行う中で相手の業者と確認を行いました
が、その中で工期が厳しかったとかそういうお話を聞かなかったものですから、そこ
ら辺については触れられなかったです。

枝広委員長

これだけの業者が最低制限価格で応札し、抽選で決まっているということであれば、
他の業者さんでもおそらく差異のない報告書が上がってくる可能性があると思いま
す。そうすると、地域活性化のために、1者に限定せず、分割発注してもよかったの
かなという意見ですが、最終的にはその点をどう評価されますか。

担当課

点検業務全体を鑑みたときに4ヶ月半程度で妥当な期間という判定の中で、工期の縛
りもそれほど重視はしてないところもありましたし、やはり、濁水期間というなるべく
橋台の橋脚が見られるような水位の低いときの調査という形で、10月以降の現場
確認が必要でした。それと、分割発注をすると経費がその分高くなりますので、1者
に発注したという経緯がありますが、ある程度の資格を持っている業者であればどこ
でも同じであるという言葉もいただきましたので、この辺りも踏まえて、市内業者の
育成等の観点から、適切な発注方法を選択していきたいと思っております。

枝広委員長

最低制限価格で応札する業者ばかりであったということが気になりましたが、計画的
にやれば、ある程度できることになると思いますし、再考しながらより良い方向に向
かっていただければというふうに思います。

〔以上で事例4の審議を終了〕

事例5 根木名川幹線1号マンホールポンプ更新工事

〔随意契約（見積競争）〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

業者選定の経緯を簡単にご説明ください。

事務局

業者選定につきましては、過去同様の工事の経験がある6者を選んでおりますが、4者が辞退をしております。辞退理由としましては、技術者または作業員の確保が困難というものでした。

枝広委員長

この各社の技術者の確保が困難というのは、忙しくてということですか、もう技術者がいなくてということですか。

事務局

辞退届を紙でいただいておりますがその内容としては、技術者または作業員の確保が困難ということで、それ以上の詳細な理由については書いておりません。

枝広委員長

予定価格範囲内で応札していただいた業者が大阪ですが、大阪からわざわざ来るとなると一番経費がかかるはずですが、なぜ大阪の業者が安く入札して技術者の確保ができて、東京にある業者が確保できないのかという疑問が残るのですが、その辺の説明をお願いします。

担当課

契約業者につきましては、令和4年3月から令和7年2月までの長期継続契約により、公共下水道の中継ポンプ場保守管理委託を受託し、当該マンホールポンプを含む施設の保守運転管理を行っており、現場施設状況に精通し、早期の対応が可能な業者となっております。当該業者は本社にて工事登録をしているため、所在地が大阪となっております。管理委託については千葉支店で行っております。工事も千葉支店で対応しているような状況であります。

枝広委員長

近くで今までも実績もあるし千葉県内で仕事しているということだから、経費的には変わらないという捉え方ですね。もう1つは、このポンプの更新は緊急を要したわけですが、このポンプは、レディメイドですかオーダーメイドですか。

担当課

基本的には、注文してから製造するような形になると思います。

枝広委員長

注文して生産するとちょっと時間かかりますね。急ぐからとにかく6者を選んで見積り競争をして、最終的には随意契約になったということだろうと思うのですが、実際の工事というのは、いつからいつまで行われたのでしょうか。

担当課

マンホールポンプは通常2台の運転をしております。そのうちの1台が故障した状況にありまして、残りの1台で運転している状況が続いておりました。ただ、残りの1台につきましても、部分的に損傷している箇所があり、1台運転の負荷が大きい状況であったため、故障する可能性が非常に高い状況でありました。そのため、故障してしまったポンプを早急に更新して、1台動いているポンプの負荷を軽減しないと、そのポンプも止まってしまい周辺住民に多大な影響が出ることから、早期の対応をいたしました。工事の時期は、ポンプが実際現場に入ってきたのが2月の下旬で、2月の下旬に設置を完了しております。

枝広委員長

かなり急いで見積もり競争にして随契したにもかかわらず、工期設定が3月に設定され、実際の工事が契約から約4ヶ月後の2月の下旬に行われたとのことですが、今回の工事は、そういうペースでよろしいですか。

担当課

ポンプの製造に時間がかかってしまいますので、今回につきましては、急遽故障してしまったということで対応せざるを得ませんでした。今後、計画的に、経過年数を考慮しながら、故障する前に交換するような形で、計画を立てて実施していきたいと思っております。稼働していた方のポンプにつきましても、計画的な整備を進めていこうと考えております。

枝広委員長

そうですね。計画的にやることも大事なのですが、なかなかこういうものは、どこかに異常が見られないと交換更新できないものだと思います。やはり、いろんな住民に迷惑をかけないように、絶えず点検し、それからもし何事かあったら、早期にやるようにする必要があります。そういう意味では、汚水水中ポンプが既製品だと思って

いたのですが、そんなに製造に時間がかかるものですか。それは検証されましたか。

担当課

メーカーとしても、在庫を常に用意しておくというのは難しいところがあるようで、注文があって製造しているようです。基本的には同じような形のものだとは思いますが、持っている予備のマンホールポンプも現場のポンプに合わないという状況もありまして、受け口が違うことやメーカーによる違いもあります。

枝広委員長

今回のケースは、既製品もあるけれども、どうしてもその接合部等の関係もあって、3～4ヶ月は製造期間がかかったということで分かりました。

最後に1つ確認したいのですが、技能者不足の実態把握はされていますか。技術者不足で辞退する業者を選定するのですか。

事務局

早期に修繕するため、工期を必要最低限の期間しか取ることができなかったことや管理自体を契約業者がしていること、見積り合わせの場合、予定価格が非公表であったこと等、技術者不足だけではなく、様々な状況の中から辞退したと推測しています。

枝広委員長

最後にお願いしたいのですが、備考欄に緊急工事等、書いておいていただけるとわかりやすいと思います。

〔以上で事例5の審議を終了〕

事例6 根木名川雨水1号幹線実施設計委託（不動ヶ岡）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

選定させていただいた理由として、何故こんなに多数入札者がいるのかというところですが、経緯としましては、30者入札されていて、最低制限価格で、最終的に抽選で業者が決まったと、そういう流れでよろしいでしょうか。

事務局

そういうことでございます。

横山委員

予定価格の算定根拠というのは、どんな形になっているのでしょうか。

担当課

予定価格につきましては、下水道用設計標準歩掛表というのがありまして、そちらを用いまして積算をしております。こちらは公益社団法人日本下水道協会が発行しているものになります。

横山委員

予定価格はその基準に即した形で算定するしかないのでしょうか。

担当課

そうです。

横山委員

逆に、この水準で特に業者の方は原価割れするという問題は生じないのですか。

担当課

契約金額を見た中で、直接人件費の辺りは確保されていますので、業者の方の一般管理費等で経費を削減する企業努力をしているような形と考えており、業務としては、直接人件費を見る限り、できるような形で応札がされている状況であります。

横山委員

何故こんなに業者が集中するのか、その辺の事情についてお尋ねしたいです。

担当課

業務内容といたしましても、一般的な業務であること、また、業務期間が3月からということで年度を跨ぐ発注となっておりまして、時期的にやはり業務に余裕がある業者が多かったのかと推測しております。

枝広委員長

設計自体はさほど難しくなく、特別なデザインもあるわけではないので、技術があればできますということで業者数が増えたというふうに思います。

それから、今回の場合、コンサルタント会社として、工事監理は特命随契になるのでしょうか。

担当課

工事発注に当たって工事監理は発注しませんので、工事監理委託はありません。

枝広委員長

監理はないということですから、純粋な63%程度の落札率でやって、コンサルタント業としてはそれで収益が出るということですね。基本的には設計が終了すれば、この業者さんは、仕事もしたし、利益も上がるということになりますか。

担当課

利益がどの程度かはわかりませんが、業者の方としてその金額で受注したということで、業者の考えがあつてのことだと思えます。

枝広委員長

他の都市で類似の工事をして、大体6割ぐらいで設計は入札されているので、妥当なところで応札されているという印象を持ちました。

〔以上で事例6の審議を終了〕

事例7 並木町大久保台調整池樹木伐採委託

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

横山委員

13者という比較的多数の応募があつて、最低制限価格で入札があつて、抽選で当該業者を選定されたと、そういう経緯でよろしいですか。

事務局

その通りでございます。

横山委員

予定価格の設定は規定に基づいて行うのですか。

担当課

こちらにつきましては小規模でありますので、業者から見積もりをとりまして、そちらを元に工事費を積算しています。

横山委員

金額もそんなに大きくないのですが、この13者が応札したというのは、何か事情があるのでしょうか。

担当課

業務内容といたしましては、樹木と篠竹の伐採ということで、単純な業務ですので、比較的業者としてもやりやすい業務ということで、受注意欲があったものと思います。

横山委員

抽選という結果になってしまうと、入札をしている意味があまりなくなってしまう気がしますので、予定価格の調整の余地というのはあるのでしょうか。もうちょっと予定価格を下げれば、最低制限価格の水準も下がってくると思うのですが。

担当課

設計金額というのは、必要な費用として積算しているので、下がる前提で低く設計することはできません。ある程度妥当性が取れる金額ということで積算して発注しております。

枝広委員長

以前は、予定価格の6割でこういう植栽の伐採等の最低制限価格を定めていたように思うのですが、5、6年前から7割になったと聞いておりましたが、間違いありませんか。

事務局

最低制限価格につきましては市内の業界団体より業務の質、労働環境を確保する観点から引き上げてほしいといった要望がございまして、平成30年1月1日以降の発注で70%に引き上げております。

枝広委員長

以前は、こういう業務はシルバー人材センターにかなり依頼することが多かったのですが、最近は次第にされなくなったのでしょうか。

事務局

シルバー人材センターに発注する業務といたしましては、比較的安全に作業ができるような作業になりますので、今回の案件については該当しないかと思われます。

枝広委員長

多少危険もあるし、技能も必要だということで、造園関係の業者がそういう技能を持っているからということで、シルバー人材センターは避けたということですね。

〔以上で事例7の審議を終了〕

事例8 空調設備保守管理委託（遠山・三里塚・久住・豊住・本城小学校）（令和6年度）

〔制限付一般競争入札〕

〔事務局及び事業担当課説明〕

枝広委員長

1者のみが応札しているということで、果たして一般競争といえるのかどうか。他の施設の空調設備保守点検を含めて、過去数年間の経緯と、これらも一般競争入札といえるかどうかという解釈の問題ですが、その辺りのお考えをぜひ伺わせてください。

事務局

空調設備保守点検業務につきましては、以前から1者の入札が続いているような状況で、この委員会でもご指摘をいただいているところであります。その点を踏まえまして、空調設備保守点検業務については、競争性を働かせる方法を検討した中で、令和2年度より、試験的にいくつかの案件で、所在区分の範囲を広げて競争入札をしたものもございます。保健福祉館の空調補修の委託については、本年度、2者の応札がありまして県内業者が落札をしております。急病診療所の保守管理については、3者が応札をしてこれは市内業者が落札をしています。

ただ、こういった施設に関しては、地元業者の育成の面から、地元で対応できる案件は、なるべく地元業者に出したいというのが1つあることと、また、老朽化が著しい施設については、これまで対応した業者でなければ対応が難しいというのもございますので、個別の施設の状況を見て、バランスをとりながら適切な発注をしていきたいと考えておりますので、必ずしも一般競争入札にそぐわない内容ではないと考えています。

枝広委員長

学校側としては、同じ業者に入っていただいた方がいいのだらうと思いますが、ある特定の業者と、この学校群はこの業者、というような経緯はあるのでしょうか。それとも、事務局のおっしゃったように、競争を前提に考えているけれども、何か成り立たない理由が他にあれば教えてください。

担当課

まず今回の案件に関しましては、調べたところ過去5年間は同一業者が、ほぼ落札率100%で落札をしているところがございます。業者にヒアリングしたところによると、この入札の時期が年度末になること、また特に最近は業者の方も人手不足であったり、学校以外の他の施設も保守メンテナンスを行っていたりということもございませので、現在保守メンテナンスをしていない建物については、興味がちょっと薄いようなところは感じたところがございます。

枝広委員長

業者間で調整作業を行われていると良くないと思いますので、今後も創意工夫しながら、2者ないし3者が競合するような、一般競争入札の形を崩さないような形で、より良い方向への改善を図っていただくようなことをできればいいなと思います。

[以上で事例8の審議を終了]

事例9 窓ガラス等清掃委託（小学校）

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

予定価格はどのような形で設定されているのか、教えていただければと思います。

担当課

予定価格の決め方ということですが、窓ガラスの清掃に関しましては、その年度ごとにいろいろな工事が学校に入りますので、その年その年で清掃する部分の面積が変動いたしますことから、当課において、まず、清掃するガラスの面積を算出いたします。それを前年度の請負業者に、平米単価等ヒアリングを行いまして、予定価格を決めているところがございます。

大越委員

1者だけ金額がちょっと離れて出しているところについては、ある程度自分たち

で計算して出してきたいて、他の業者は、ほぼ最低制限価格ということで応札している状況なのかと思われませんが、業者の方としては原価割れすることはないでしょうか。

担当課

毎年同様に、これまでも平米単価等を確認している中で、そういったことはありませんでした。

枝広委員長

抽選の公平さというのは保たれているとは思いますが、例えば、5件あったら2件以上は落札できないとか、そういう制限というのは設けられないのですか。単純に抽選をされて、その抽選結果に基づいて割り振るということですか。

事務局

件数がそこまで多くないことと発注の時期が同じ時期ではありませんので、なかなかそのような制限はつけにくいというところでございます。

枝広委員長

そういうバックグラウンドがあるということですが、他の案件ですと、抽選でありながら上限を設けてそれ以上は落札できないという制限をしていたものですから、例えば10件とか12件とかになったときに、そういうお考えを導入するというのはございませんか。

事務局

そういったことをしている案件はありますが、その案件は応札してくる業者数がかなり多いものですから、今回のような4、5件しか入らない形ですと、その制限はつけにくいというところでございます。

枝広委員長

できるだけ公平感を保つためには、ある程度お考えいただいてもいいのかなという提案はさせていただきますが、判断は市の方にお任せいたします。一応意見として申し上げておきます。

〔以上で事例9の審議を終了〕

事例10 東小学校跡地パークゴルフ場・複合施設整備事業備品購入(クラブハウス事務備品)

[制限付一般競争入札]

[事務局及び事業担当課説明]

大越委員

今回の事例において事務備品の購入ということですが、イメージとしてはいろんな業者が応札してきてもおかしくないのかなとは思いつながら、他の関連事例も合わせると全て同じ業者さんが1者で応札してきています。備品がその業者でないと手配できないようなものだった等、応札者が1者であった理由があれば教えてください。

担当課

特にはありませんが、備品の内容ですとか設計金額及び仕様書等から、参加資格者が判断した結果であると考えております。

大越委員

予定価格で設定されたものというのは、一般的な市場価格ということによろしいですか。

担当課

見積もりを取得しまして、それを元に設計金額を出しております。

大越委員

市内の業者で、事務備品を扱っている業者は何者ぐらいあるのでしょうか。

事務局

対象業者は17者でございました。市との契約実績を有する業者も複数ありましたが、市内及び準市内業者に限定はしていたのですが、入札を行う上では支障はないということでこのような形で出しました。

大越委員

納期が差し迫っていると業者が敬遠することもあると思いますが、今回は見る限りそんなに切羽詰まったような条件でもなかったのですが、何故1者なのかというのは素朴な疑問としてありましたが、担当課では調べようがないと思いますので、大丈夫です。

枝広委員長

この家具什器の納入が可能な業者は、何者ぐらいありますか。

事務局

こちらで確認できた実績を有する業者としては、5者ございました。ただ、納入する品物自体が事務用の机や椅子ですので、扱えない業者が逆にないぐらいの感覚でした。さらに市役所で品物は指定していますが、相当品の納入も可としていましたので、かなりの業者が対応できる形で発注いたしました。

枝広委員長

せっかく分割して発注しようとしたにもかかわらず、応札者が1者だけというのは本来の一般競争入札ではないのでぜひ改善して欲しいと思います。

98%近い落札率ですが、適切な価格であったかどうかお伺いをしたいと思います。

担当課

はい、そう思って設計しております。

枝広委員長

かなり落札率が高いので、その辺りで何らかの意図的なものがなければいいなという心配をしているので、ぜひ今後も努力はしていただきたいと思います。

[以上で事例10の審議を終了]

枝広委員長

全体を見た感じでのご意見を申し上げますと、一覧表を作成していただくときに、緊急を要する工事かどうか等を、備考欄に入れていただけるとわかりやすいと思います。それから空調保守点検について、毎年、一般競争入札をしながら、1者だけの応札に留まっているということに対する改善も必要かなというふうに思います。実績を考慮してその業者に任せるのであれば、適切な価格を予定価格として特命随契も止むなしというふうに思いますが、一般競争入札を行うのであれば適切に競争していただくというのが好ましいと思います。入札作業の効率化も考える必要があると思いました。

(3) その他

傍聴者

0名

次回定例会の日時の決定

次回の定例会議開催日時を次の通り確認し決定した。

開催日 令和7年1月17日（金） 午後2時から4時（予定）

以上